

令和6年度加美町農業委員会
第12回定例総会議事録

令和7年3月25日(火)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和6年度第12回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年3月25日(火)午後1時30分～午後2時27分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員6名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩 明
〃		尾 形 啓 一
〃		下 山 一 弥
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員(1名)

農 業 委 員	7番	山 本 成
---------	----	-------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第26号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第27号	農地転用許可後の工事進捗状況について
日程第6	報告第28号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第7	議案第30号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第8	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第10	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11	議案第34号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第12回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和6年度 加美町農業委員会 第12回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員6名です。7番 山本成委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番 星榮喜委員、13番 坂上昌哉委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕充次長） 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は15件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全15件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、5番 今野委員。

*5番（今野修委員） 番号8番、賃貸人の行政区が上狼塚となっておりますが、この方は雑式の目ではないでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（鎌田裕充次長） 大変失礼しました。訂正をお願いします。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第26号を終了いたします。

日程第5 報告第27号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第27号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局(畠山明大係長) 報告第27号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について。
このことについて、別紙のとおり工事進捗状況報告書の提出があったので報告いたします。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況報告は2件でございます。

[議案書に記載のとおり全2件の工事進捗状況報告について説明]

*議長(板垣文一会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これにて報告第27号を終了いたします。

日程第6 報告第28号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の 状況報告について

*議長(板垣文一会長) 日程第6、報告第28号 営農型発電設備設置の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局(畠山明大係長) 報告第28号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の提出があったので報告いたします。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1

許可地 原八幡堂西一番の田 6筆

栽培面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡

コケ/9,543㎡

収量 アラゲキクラゲ/1,717kg

コケ/250㎡

アラゲキクラゲの収穫量は、10aあたりに換算すると2,960kgとなり、地域の平均的な収量とされる1,379kgを上回る結果となっております。昨年で栽培8期目ということで、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケの収穫量は、10aあたりに換算すると26.19㎡となり、地域の平均的な収量とされる26.2㎡とほぼ同じ収量となっております。コケの飛散、病気の発生等が若干見られるものの、全体的には良好な育成状況となっております。

報告書番号2

許可地 柳沢字諏訪の田 9筆

栽培面積 牧草/486㎡

収量 300kg

収穫量は、10aあたりに換算すると617.2kgとなり、地域の平均的な収量とされる1,150kgの53.6%にとどまったとのこと。昨年はパネル設置後初めての作付けということと、牧草の育成についてもわからないことがあったため収量が伸び悩みましたが、今年の作付けの際には知見を有する者からの指導のとおり追い撒きや追肥を行い、地域の平均的な収量の80%を超えるように目指すとのことでした。

報告書番号3

許可地 字新堀の田 3筆

栽培面積 米(ひとめぼれ)/8,865㎡

収量 3,457kg

収穫量は、10aあたりに換算すると390kg、約6.5表となり、農協・共済収量の462kgの約84%程度の収量となっております。出穂については、同一圃場より10日程度の遅れがあったようですが、品質には問題なかったとのことでした。

[議案書に記載のとおり以上3件の農作物状況報告について説明]

*議長(板垣文一会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これにて報告第28号を終了いたします。

日程第7 議案第30号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断
(非農地判断)について

*議長(板垣文一会長) 日程第7、議案第30号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第30号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、今年度実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前の意向調査において非農地化の要望があった土地で、今年度のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集団的に存在する農地等を除いたものについて、2月25日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

田…	4筆	1,730㎡
畑…	2筆	3,178㎡
計…	6筆	4,908㎡

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているもの

[議案書に記載のとおり以上の非農地判断について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第30号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) ご異議なしと認めます。よって議案第30号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長(板垣文一会長) 日程第8、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(鎌田裕充次長) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

[議案書に記載のとおり全3件の許可申請について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について12番 星榮喜委員お願いします。

*12番(星榮喜委員) 令和7年3月19日・20日に譲渡人へ電話にて聴き取り調査を行っております。譲渡人は現在利府町にお住まいで、以前両親が住んでいた加美町の居宅は、不動産会社を通して売却の手続きをしておりました。譲受人は現在アパートにお住まいですが、譲渡人の元あった居宅と、それに附随している今回申請の畑部分を合わせて取得したいとのことです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。次に申請番号2番について4番 佐藤とも委員お願いします。

*4番(佐藤とも委員) 令和7年3月13日に譲受人へ聴き取り調査を行いました。譲受人は自営業でパン屋を営んでおり、業務上使用する小麦をご自身で作付けしたいとのことで、今回贈与にて農地を取得いたしました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。次に申請番号3番について10番 畠山智史委員お願いします。

*10番(畠山智史委員) 調査日は3月13日、申請者双方へ電話にて聴き取り調査を行いました。お二人は本家・分家のご関係ですが、譲渡人は和歌山県にお住まいで、現在本家にはどなたも住んでおりません。申請地は譲受人自宅の南側にございまして、現在耕作はされておりませんが、草刈り等で保全管理されている状況でございます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第9 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 字中嶋南原畑の畑 2筆

面積 合計358㎡

申請事由 自宅建築

事業計画 許可日着工予定 / 令和7年8月31日完成予定

申請地は加美町役場の西南西約2.7kmに位置し、中嶋集落内に介在する農地ですが、南西に広がる農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。

建て替えも考えましたが、在宅介護中の父親への影響や資金面から断念し、他に所有している第3種農地もないため、現居宅の隣接農地を選定し居宅を新築するものです。用途が自宅用地であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上1件の許可申請について説明]

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5番 今野修委員お願いします。

* 5 番（今野修委員） 令和7年3月14日、佐藤局長、畠山係長、中村委員、畠山委員、私の5名で現地調査を行ってまいりました。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無として、盛土・切土は行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、汚水は浄化槽、雨水は自然浸透するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

* 議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（畠山明大係長） 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号 1・2

申請地 字矢越の田 2筆

面積 合計160㎡

申請事由 売買による駐車場の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和7年5月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約700mに位置し、街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上2件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5番 今野修委員お願いします。

*5番（今野修委員） 令和7年3月14日、佐藤局長、畠山係長、中村委員、畠山委員、私の5名で現地調査を行ってまいりました。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無として、盛土は行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は既存水路に放流、及び自然浸透するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第11 議案第34号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第11、議案第34号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第34号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和7年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買35件、賃貸借64件、使用貸借4件でございます。

[議案書に記載のとおり全103件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第34号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番から14番について杉村昭宏委員、申請番号15番から21番について本田浩推進委員、申請番号22番、23番について長沼一弥推進委員です。

杉村昭宏委員は、申請番号1番の審議開始から14番の終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時23分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番から14番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番から14番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から14番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時24分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号15番から21番について審議を行います。本田浩推進委員は、15番の審議開始から21番の終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時24分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号15番から21番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号15番から21番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号15番から21番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、本田浩推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時25分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて申請番号22番、23番について審議を行います。
長沼一弥推進委員は、22番の審議開始から23番の終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時25分〉

- *議長（板垣文一会長） これより申請番号22番、23番について審議を行います。
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号22番、23番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号22番、23番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、長沼一弥推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時26分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて申請番号24番から103番について審議を行います。
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号24番から103番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和6年度加美町農業委員会 第12回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時27分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年3月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 星 榮 喜

署名委員 坂 上 昌 哉